

## 教育委員会会議録

開会の日時	令和元年11月18日 午後7時00分
閉会の日時	平成元年11月18日 午後7時30分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 田口 昇 教育委員 駒田 聡子・中西 康裕・鍋島 健二・中村 孝史
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・鍋島 健二
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 大西 要一 学校教育部長 植村 法文 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 西岡 幸一 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 山口 一馬 教育研究所長 西村 朱美 教育総務課副参事 前村 忍 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 大島 充代 学校教育課副参事 中村 元紀 学校教育課副参事 平生 理恵 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係主査 岡村 基司
会議に付した事件	議案第22号 令和元年度教育関係補正予算(第6号)について 議案第23号 伊勢市附属機関条例の一部改正について 議案第24号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について 議案第25号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について 議案第26号 就学等に関する規則の一部改正について 議案第27号 図書館協議会委員の任命について
会議の要旨	別添のとおり

## 教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、鍋島委員を指名

議案第 22 号 令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）について

議案第 23 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について

議案第 24 号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について

議案第 25 号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について

議案第 26 号 就学等に関する規則の一部改正について

議案第 27 号 図書館協議会委員の任命について

議案第 22 号から議案第 25 号については、本日の審議を経た後、市議会 12 月定例会へ提出することになるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

## 教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

小中学校の文化祭など、年内の大きな行事は概ね終了しております。

中学校におきましては、これからは入試説明会、保護者懇談会が予定されており、入試に向けた取組が本格化してくる時期となつてまいりました。

10 月 24 日の三重の教育談義、11 月 6 日の南勢志摩地域の教育長会議など、ご出席いただきありがとうございました。

また、令和元年度の小中学校教頭任用試験の 2 次面接試験が 11 月 20 日と 21 日に実施されます。伊勢市からは 19 名が受験いたします。たくさんの合格者が出る事を期待しているところです。

後ほど報告があると思いますが、神社小学校、大湊小学校の統合校の造成工事は順調に進んでいるところです。ある程度進んでまいりましたら、委員のみなさまにも視察の日を設けたいと考えております。

報告は以上です。

## 教育長

それでは、議事に入ります。議案第 22 号「令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 教育総務課長

議案第 22 号「令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）について」ご説明いたします。

お手元の A4 横書き令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）要求額一覧」の 1 ページをご高覧ください。

今回の一般会計補正予算では、歳出の 1 事業のみで 55 万円の増額要求となります。

概要でございますが、文化部門での全国大会出場者等への激励金支給に不足が生じることから 55 万円を補正要求するものでございます。

次に継続費について、ご説明いたします。

2 ページを御高覧ください。継続費は大規模な工事など、ある特定の目的のために 2 ヶ年以上を要する事業について、その経費の総額、年割額をあらかじめ定め、複数年にわたり予算執行ができるものでございます。

小俣幼稚園空調設備改修事業については、本年度当初予算において 2 ヶ年で実施する継続費を設定し、既存の空調設備の改修を実施する予定でございましたが、予算執行の都合上、継続費で執行するよりも次ページにございます債務負担行為に変更した方が国からの補助金を確保しやすいことから、継続費を補正し 0 円とし、次年度に係る経費について債務負担行為に計上いたします。

なお、今回の補正による工事内容、スケジュールなどへの影響はございません。

次に、債務負担行為について、ご説明いたします。

3 ページをご高覧ください。債務負担行為についても先ほどの継続費同様、複数年の事業実施のために、期間中の債務を決定し設定するもので、この表の事業概要の下段にその期間を示させていただいております。

まず、教育振興費、通学安全対策費で、学校統合により遠距離通学となった児童生徒の通学安全のために運行しております伊勢宮川中学校、二見浦小学校のスクールバスの運行については今年度で現在の運行業務の契約が終了します。

そのため、令和 2 年度当初から令和 4 年度までの委託契約を本年度中に締結するため債務負担行為を設定します。期間中の経費としましては、伊勢宮川中学校 1 億 3 千 384 万 8 千円、二見浦小学校 2 千 936 万 6 千円でございます。

また、伊勢宮川中学校については、一部タクシー運行を行うことから、先ほどのバス同様、次年度の契約を年度内に締結する必要があるため 148 万 3 千円を計上いたしております。

次に、小俣幼稚園空調設備改修工事でございますが、先ほどの継続費で計上させていただいていた令和 2 年度に係る経費について精査し、改めて債務負担行為として計上させていただくもので、3 千 643 万 2 千円を計上させていただきました。

次に、4 ページを御高覧ください。文化振興費で 2 件ございます。

これについては、この後の議案で提案させていただくこととなる文化振興課が管理する尾崎罌堂記念館、山田奉行所記念館の指定管理者制度導入に係るものでございます。

それぞれ、令和 2 年度から令和 6 年度までの指定管理を行うにあたり、本年度

内に基本協定を締結する必要があることから、委託期間の必要経費を設定するもので、期間中の経費として尾崎罌堂記念館が 3 千 692 万円、山田奉行所記念館が 1 千 637 万 5 千円を計上いたしております。

以上が、補正予算の概要です。

今後の予定ですが、市長査定の後、市議会 12 月定例会において審議されることとなります。

以上、令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）についてを、ご説明させていただきました。

何卒、よろしく願いたします。

#### **教育長**

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **教育長**

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 22 号「令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 22 号「令和元年度教育関係補正予算（第 6 号）について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長**

つづきまして、議案第 23 号「伊勢市附属機関条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

2 ページをご覧ください。

これは、附属機関を新たに設置するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **学校教育課副参事**

議案第 23 業「伊勢市附属機関条例の一部改正について」ご説明いたします。

伊勢市立小中学校では、現在、二学期制を行っております。合併後、全市で実施を始めて、今年度で 10 年が経過することを機に、伊勢市附属機関として「伊

勢市小中学校学期制のあり方検討委員会」を設置し、二学期制についての検証とともに、今後の学期制の在り方や方向性を調査審議していただきたいと考えております。

このようなことから、伊勢市附属機関条例の一部改正しようとするものでございます。

伊勢市附属機関条例の一部改正をお認めいただきましたならば、「伊勢市小中学校学期制のあり方検討委員会」を設置し、二学期制の検証、今後の学期制の在り方等の調査審議を検討委員会に依頼してまいります。

以上、伊勢市附属機関条例の一部改正について、ご説明をさせていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

### **教育長**

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

### **A 委員**

ご説明があったように、2学期制がスタートして10年経過してということで、この検討委員会が今回設置されるわけですが、この検討委員会で検討して2学期制を継続して行くとか3学期制に戻すとか、結論が出た後この検討委員会は継続されて行くのか、それとも一度結論が出た段階で無くなるのかその状況を教えてください。

### **学校教育課副参事**

今回の検討結果の答申をいただきまして、方向性が決まりましたら、一旦この検討委員会については、解散するように考えております。

### **B 委員**

どれくらいの期間で検討結果は出されるのでしょうか。

### **学校教育課副参事**

令和2年度から小学校の新学習指導要領が完全実施、令和3年度には中学校の新学習指導要領が完全実施となることから、令和3年度までには答申をいただくようなスケジュールで考えております。

### **教育長**

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第23号「伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

異議なしとのことをございます。よって、議案第 23 号「伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長**

つづきまして、議案第 24 号「尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

6 ページをご覧ください。

これは、尾崎罌堂記念館の指定管理者を指定することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **文化振興課長**

議案第 24 号「尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。お手元の資料 6 ページ・7 ページをご覧ください。

これは、尾崎罌堂記念館について、令和 2 年 3 月 31 日をもって、基本協定に基づく指定管理期間が満了するため、令和 2 年 4 月 1 日から再度指定管理を行うにあたり、特定非営利活動法人罌堂香風へ非公募で指定候補者として指定するものでございます。

指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででございます。

以上、議案第 24 号「尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」をご説明させていただきました。

何卒、よろしく願います。

#### **教育長**

ただ今、文化振興課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **教育長**

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 24 号「尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことをございます。よって、議案第 24 号「尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

## 教育長

つづきまして、議案第 25 号「山田奉行所記念館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

## 事務部長

8 ページをご覧ください。

これは、山田奉行所記念館の指定管理者を指定することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

## 文化振興課長

議案第 25 号「山田奉行所記念館の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。お手元の資料 8 ページ・ 9 ページをご覧ください。

これは、山田奉行所記念館について、令和 2 年 3 月 31 日をもって、基本協定に基づく指定管理期間が満了するため、令和 2 年 4 月 1 日から再度指定管理を行うにあたり、山田奉行所記念館友の会へ非公募で指定候補者として指定するものでございます。

指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まででございます。

なお、山田奉行所記念館友の会会長 中北隆敏氏につきましては、11 月 11 日の同議案配布後の 11 月 12 日にお亡くなりになり、12 月 8 日に総会を開催し、後任を選任する予定であるとの報告がありました。組織に変更はないことから、会長の部分のみ後日、後任の方に変更させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、山田奉行所記念館の指定管理者の指定について、ご説明させていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

## 教育長

ただ今、文化振興課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

## A 委員

中北会長の話が出ましたが、山田奉行所記念館友の会の組織はどれくらいの組織なのかお聞かせください。

## 文化振興課長

山田奉行所記念館友の会につきましては、組織の規模としてはおよそ 100 名の会員がおりまして、その中の運営委員の方が運営に携わっている状況でございます。

#### **A 委員**

分かりました。もう少しこじんまりした組織なら心配な事が有るかと思いましたが、それくらい大きな組織なのですね。

#### **教育長**

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 25 号「山田奉行所記念館の指定管理者の指定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことをございます。よって、議案第 25 号「山田奉行所記念館の指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長**

傍聴人がおりましたら、入室してください。

#### **事務局**

いらっしゃいません。

#### **教育長**

つづきまして、議案第 26 号「就学等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

10 ページをご覧ください。

これは、令和 2 年度から小学校での新学習指導要領全面実施に伴い、指導要録の様式の見直しを図ろうとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **学校教育課副参事**

議案第 27 号「就学に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

令和 2 年度の小学校新学習指導要領の全面実施において、小学校 5, 6 年生で外国語が教科となり小学校 3, 4 年生で外国語活動が始まります。また、特別の教科道徳に関する所見の項を新たに設けるために指導要録の様式の見直しを図るものでございます。

規則をお認めいただきましたならば、資料のとおり指導要録を修正し、各小学校に配布し、年度末にむけて指導要録作成を進めるよう周知してまいります。



以上、就学等に関する規則の一部改正について、ご説明をさせていただきました。

何卒、よろしくお願いいたします。

#### **教育長**

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

#### **C委員**

指導要録の様式の変更なのですが、気になるところがあって、各教科の学習の記録の観点の表現が変わっているのですが、これは新学習指導要領に基づいて変えているものなのか教えてください。

#### **学校教育課副参事**

学習指導要領の改訂に伴い観点も変わっておりますので、そのように直しております。

#### **C委員**

良くわかりました。特にこの評価が変わって、先生方の評価の理解とか、その辺は懸念されるような事はございませんか。

#### **学校教育課副参事**

新学習指導要領の実施につきましては、前倒しでの変更実施等を伴い、県教委主催の新学習指導要領の説明会または各学校において、新学習指導要領をどのように学校教育活動に反映していくかという研修会等も行いながら周知を図っているところでございます。ただ大きく変わりますことから、今後も指導主事を中心に各学校へ授業研究等の際に周知を図って行かなければならないと考えております。

#### **教育長**

ほかに、ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第26号「就学等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第26号「就学等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長**

つづきまして、議案第27号「図書館協議会委員の任命について」を議題とい

たします。

事務部長から提案説明を行います。

#### **事務部長**

24 ページをご覧ください。

これは、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条の規定に基づき、委員を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

#### **社会教育課長**

議案第 27 号「図書館協議会委員の任命について」ご説明いたします。

これは、令和元年 12 月 6 日で、図書館協議会委員の任期が満了となるため、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条の規定に基づき、お手元の議案のとおり任命をしようとするものでございます。

なお、今回、任命しようとする方々は、各団体から推薦をいただいた方々と学識経験者枠は社会教育課からお願いした方々でございます。

本日、教育委員会でご承認をいただけましたならば、令和元年 12 月 7 日をもって任命をさせていただき予定でございませぬ。任期は 2 年で、令和 3 年 12 月 6 日までとなっております。

以上、図書館協議会委員の任命について、ご説明をさせていただきました。

何卒、よろしくお願ひいたします。

#### **教育長**

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたか、ご意見ご質問はございませぬか。

#### **教育長**

ご意見ご質問も無いようかですので、採決を採りたいと思ひます。

議案第 27 号「図書館協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませぬか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことかでございます。よって、議案第 27 号「図書館協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

#### **教育長**

以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かございませぬたらお願ひいたします。

**教育長**

特にないようですので、これもちまして教育委員会を閉会いたします。